

公安委員会	令和3年における人身取引事犯の	令和4年4月14日
説明資料No. 1	検挙状況等について	生活安全局

### 1 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の検挙状況

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙件数	46件	36件	57件	55件	61件
検挙人員	30人	40人	39人	58人	43人
被害者数	42人	25人	44人	37人	42人

#### (1) 被疑者の状況

国籍・地域別では、全員が日本。

#### (2) 被害者の状況

○ 国籍・地域別では、日本が31人（73.8%）、外国が11人（26.2%）。  
外国はフィリピンが10人、台湾が1人。

○ 外国人の在留資格は、興行が10人、永住者が1人。

○ 性別は、42人全員が女性であり、過去5年間でも女性が96.3%を占める。

○ 年齢別では、日本人は20歳未満が58.1%を占め、過去5年間でも63.8%と最多。

外国人は20歳代が81.8%を占め、過去5年間でも69.4%と最多。

### 2 人身取引被害の防止や被害申告を促すための取組

○ 人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議を開催し（オンラインセミナー形式）、国内外の関係機関・団体との連携を強化。

○ 人身取引被害リーフレットを人身取引被害者等の目に触れやすい場所へ配布したほか、複数の国際空港の協力を得てデジタルサイネージで放映。

○ 人身取引事犯の手口について、イラストを交えた資料を作成し（随時更新）、警察庁公式ツイッターも活用して広報。

### 3 今後の取組

(1) 人身取引事犯の確実な認知

(2) 人身取引被害者の的確な保護・支援

(3) 関係機関との連携等による取締りの徹底

## 1 国会への年次報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第31条の規定に基づき、前年中の同法の施行状況について、閣議（法務省との共同閣議請議）を経て、国会に報告するもの（今次報告で23回目）。

※ 令和3年1月、公安審査委員会は、オウム真理教（麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体）に対し、公安調査庁長官の観察に付する処分（以下「観察処分」という。）の期間を3年間（令和6年1月31日まで）更新する決定を行っている。

## 2 報告内容

令和3年中における団体規制法に基づく観察処分の期間の更新決定、同処分の実施等のほか、同処分に付された団体の組織及び活動の概況について報告するもの。

本報告のうち、警察活動に関する事項として、

- 再発防止処分の請求に係る、公安調査庁長官に対する、警察庁長官の意見陳述
- 観察処分の実施のために公安調査官が実施する立入検査に際しての関係都道府県警察による立入先周辺の警戒警備
- 公安調査庁が実施した地域住民との意見交換会への参加

について報告している。

## 3 今後の予定

今国会中での閣議決定、国会報告を予定